

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

我が国を取り巻く安全保障環境の悪化を鑑み、防衛力の抜本的強化、それに伴う防衛費を安定的(令和9年度において1兆円強)に確保する目的から、防衛特別法人税(仮称)の創設とたばこ税の課税の見直しを行う。

(2)内容

① 防衛特別法人税(仮称)の創設

法人の各事業年度の基準法人税額について、下記の計算式に基づき当分の間、防衛特別法人税が課税される。

基準法人税額

**△基礎控除額
年500万円**

×4%

△税額控除

= 防衛特別法人税

下記制度の適用前

- ・所得税額控除
- ・外国税額控除
- ・分配時調整外国税相当額の控除
- ・仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税額控除
- ・戦略分野国内生産促進税制に係る税額控除
及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく
過大申告の場合等の法人税額の加算
- ・控除対象所得税額等相当額の控除

- ・外国税額控除
- ・分配時調整外国税相当額の控除
- ・控除対象所得税額等相当額の控除
- ・仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う
防衛特別法人税額控除

※1. 申告期限・納期限・電子申告特例その他質問検査罰則等については法人税と同様

※2. 中間申告書の提出は2027(令和9)年4月1日以後開始課税事業年度から適用、過大中間納付額は確定申告により還付

※3. 法人税につき欠損金の繰戻還付がある場合には、法人税の還付金額×4%×課税標準法人税額(基準法人税額△基礎控除額)÷基準法人税額のより計算した金額を併せて還付

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

1. 改正のポイント

(2)内容

②たばこ税の見直し

(i) 2段階に分けて、加熱式たばこの紙巻たばこへの換算本数を見直し、課税標準の換算方法を変更する

		現行の換算方法	改正後の換算方法
現行		現行の換算本数 ×1.0	—
改正案	2026(令和8)年 4月1日	現行の換算本数 ×0.5	新換算本数×0.5
	2026(令和8)年 10月1日	—	新換算本数×1.0

【新換算方法】

- ・紙その他類するもので巻いた加熱式たばこ 0.35g = 紙巻たばこ1本
- ・上記以外の加熱式たばこ0.2g = 紙巻たばこ1本

※品目ごとの1個当たり重量4g未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20本に換算

(ii) 3段階に分けて、たばこ税の税率を引き上げる特例措置を講じる

実施時期	税率	左記以外 [※]
本則	6,802円	14,424円
2027(令和9)年4月1日	7,302円	14,924円
2028(令和10)年4月1日	7,802円	15,424円
2029(令和11)年4月1日	8,302円	15,924円

単位：1,000本につき

※特定販売業者以外の者より保税地域から引き取られる製造たばこ

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

2. 適用時期

- ①防衛特別法人税:2026(令和8)年4月1日以後に開始する事業年度より適用
- ②たばこ税:加熱式たばこの本数換算及び課税標準の改正は2026(令和8)年4月1日と10月1日の2段階、
税率の改正は2027(令和9)年4月1日、2028(令和10)年4月1日、2029(令和11)年4月1日の
三段階で適用

3. 影響・対応策

防衛特別法人税について、

- ・普通法人の法人税率は原則23.2%であり、**最大で1%程度の税負担が増える見込み**
- ・**中小法人の場合は課税所得2,400万円程度、中小法人以外の普通法人(いわゆる大法人)の場合は課税所得2,150万円程度までは課税されない見込み**

4. 実務のポイント

個人所得税について、2025(令和7)年度の税制改正大綱においては改正時期の言及がなかったが、今後見直し等される可能性がある。